

○札幌市水道局事後審査型一般競争入札試行要領

平成19年3月30日

総務部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱(平成17年4月6日管理者決裁。以下「一般競争要綱」という。)に基づいて行う一般競争入札において、一般競争要綱第10条に規定する入札参加資格の確認を入札後に行う場合(以下「事後審査型一般競争入札」という。)の対象及び手続等について、別に定めがあるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 事後審査型一般競争入札の対象は、原則として、一般競争要綱第3条第2号に規定する工事等とする。

ただし、総合評価落札方式計画審査型(札幌市水道局工事等総合評価落札方式試行要綱(平成19年5月10日管理者決裁。以下「総合評価試行要綱」という。)第3条第2項第1号に定めるものをいう。)により、契約の相手方を決定する工事等を除く。

(告示)

第3条 事後審査型一般競争入札の告示は、一般競争要綱第4条の規定による事項のほか、次の各号に掲げる事項を併せて行うものとする。

- (1) 入札参加資格の確認を入札後に行うこと
- (2) その他必要と認める事項

(落札候補者の決定)

第4条 事後審査型一般競争入札においては、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者とし、落札を保留とする。

ただし、総合評価落札方式実績評価Ⅰ型、実績評価Ⅱ型、人材育成型、地域貢献Ⅰ型、地域貢献Ⅱ型、一括審査Ⅰ型、一括審査Ⅱ型、測量業務型及び一括審査測量業務型(総合評価試行要綱第3条第2項第2号から第6号に定めるものをいう。)により契約の相手方を決定する工事等(以下「総合評価適用工事等」という。)においては、落札候補者の決定は行わず、落札を保留とする。

(入札参加資格の確認申請等)

第5条 事後審査型一般競争入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で入札した者(札幌市水道局工事等最低制限価格運用要領(平成15年2月19日管理者決裁)第7条第1項の規定により最低制限価格を下回り、落札者とならなかった者又は札幌市水道局工事

等低入札価格調査要領（平成15年2月19日管理者決裁）第9条の規定により失格となった者を除く。）は、入札執行後、直ちに一般競争要綱第9条各号に規定する書類を提出し、入札参加資格の有無について一般競争要綱第14条に規定する札幌市水道局工事等一般競争入札参加資格審査委員会の確認を受けなければならない。

ただし、総合評価適用工事等においては、入札に参加する全ての者が管理者の指定する日までに総合評価試行要綱第8条に規定する書類を提出し、本項前段に示す確認を受けなければならない。

- 2 前項前段の規定は、札幌市水道局工事等電子入札実施要領(平成21年3月31日管理者決裁)第2条第3号に規定する電子入札案件においては、落札候補者に限りこれを適用するものとする。
- 3 第1項前段及び前項の規定により、入札参加資格の有無について確認を受けた結果、落札候補者が入札参加資格を有していないと認められた場合は、落札候補者の行った入札を無効とし、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した他の者を落札候補者とするものとし、第1項前段及び前項の規定と同様の手続きを行うものとする。また、総合評価適用工事等において、第1項ただし書の規定により総合評価試行要綱第10条に規定する落札予定者が入札参加資格を有していないと認められた場合は、落札予定者の行った入札を無効とし、予定価格の制限の範囲内で、かつ総合評価点が最も高い入札参加資格を有する他の者を落札予定者とする。

(落札者の決定)

第6条 前条において、入札参加資格を有すると確認した場合は、速やかに落札者を決定するものとする。

(契約締結専決権者への報告等)

第7条 第6条の規定において落札を決定したときは、速やかに契約締結専決権者に報告するものとする。この場合、落札候補者又は落札予定者（以下「落札候補者等」という。）を落札者とする場合は、落札候補者等に対して、落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札参加者に対して、落札者が決定した旨の通知をするものとする。

2 第5条第3項の規定により落札候補者等の行った入札を無効とした場合は、様式4により速やかに契約締結専決権者に報告するものとする。この場合、当該入札者に対して、様式5により入札を無効とした旨の通知をするものとする。

3 前項の場合においては、入札執行調書及び契約締結報告に、当該入札を無効とした旨を記載するものとする。

(準用)

第8条 事後審査型一般競争入札を行う場合には、この要領により実施するものとし、この要領に定めのない事項については、一般競争要綱の取扱いによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成19年4月1日以降に告示される工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年5月10日から施行する。
- 2 この要領は、平成19年5月10日以降に告示される工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年9月28日から施行する。
- 2 この要領は、平成19年5月10日以降に告示する工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月9日以降に告示される工事等から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日以降に告示される工事等から適用する。

附 則

この要領は、平成21年5月25日以降に告示される工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月28日から施行する。
- 2 この要領は、平成22年4月30日以降に告示される工事等から適用する。

附 則

この要領は、平成24年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日以降に告示される工事等から適用する。

附 則

この要領は、平成28年2月5日以降に告示される工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日以降に告示される工事等から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日以降に告示される工事等から適用する。